



山形県公報

平成29年4月28日(金)
第2840号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託.....(子育て支援課) ...471
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス  
事業者の指定.....(最上総合支庁地域保健福祉課) ...472
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出.....(県産米ブランド推進課) ...同
- 地域登録検査機関の登録の更新.....(同) ...474
- 洪水浸水想定区域の指定.....(河川課) ...同
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正.....(空港港湾課) ...475
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、  
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正.....(会計局) ...同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県指定有形文化財の指定.....476

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程.....同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程.....480

### 公 告

- 一般競争入札の公告.....(情報政策課) ...485
- 大規模小売店舗の変更の届出.....(商業・県産品振興課) ...486
- 一般競争入札の公告.....(会計局) ...487

## 告 示

### 山形県告示第356号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成29年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 委託した収納事務

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務

## 2 受託者の名称及び所在地

- (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会  
 (2) 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2

3 委託期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人くれよんはうす<br>新庄市金沢1439番地22 | グループホームくれよんはうす<br>新庄市大字鳥越483番地4 | 共同生活援助      | 平成29. 4. 14 |

## 山形県告示第358号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

新庄もがみ農業協同組合  
 代表理事組合長 安食 賢一  
 最上郡舟形町舟形273-1

## 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類                  |     |            | 変更年月日      |
|-----------------------------------------------|-----|------------|------------|
| 変更前                                           | 変更後 | 備考         |            |
| 五十嵐 佳<br>新庄市大字泉田字村東137-2<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成29年4月14日 |
| 二ノ宮 涉<br>新庄市桧町23-1 小桧室団地128<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |            |
| 早坂 貴<br>最上郡大蔵村大字清水1536-17<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |            |
| 菅 徹<br>最上郡最上町大字法田819<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |            |
| 阿部 邦博<br>最上郡最上町大字向町830<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |            |
| 中嶋 宏真<br>最上郡最上町大字若宮154<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |            |

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| 星川 健<br>新庄市下金沢16-12<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 二戸 広平<br>最上郡舟形町長者原846-8<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 沼澤 圭治<br>最上郡舟形町舟形150<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 渡辺 雄一<br>最上郡舟形町舟形3462-1<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 井上 政良<br>最上郡最上町大字若宮832<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 山田 寿広<br>最上郡最上町富沢573<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 小嶋 広弥<br>新庄市大字泉田字往還東560-1<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |
| 山本 周平<br>新庄市大字萩野3318-17<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 柿崎 拓<br>最上郡金山町大字金山164<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |
| 須貝 伸也<br>最上郡最上町大字本城96<br>もみ、玄米、大豆、そば      |     |
| 高橋 徳彦<br>最上郡舟形町長沢1891<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |
| 門脇 透<br>最上郡舟形町堀内1460-3<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 片桐 達也<br>最上郡最上町大字富沢1812-2<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |
| 笠原 孝志<br>最上郡最上町大字富沢2091<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 高橋 浩太<br>最上郡舟形町舟形1684-3<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 沼澤 大典<br>最上郡舟形町舟形1373<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左 |

|                                         |     |  |  |
|-----------------------------------------|-----|--|--|
| 坂井 義宏<br>最上郡最上町大字向町432-1<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |  |  |
| 大塚 雅俊<br>最上郡最上町大字本城218<br>玄米、大豆、そば      | 同 左 |  |  |
| 大場 駿平<br>最上郡最上町大字志茂1074<br>玄米、大豆、そば     | 同 左 |  |  |

**山形県告示第359号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

平成29年 4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 登録年月日及び登録番号  
平成29年 4月17日  
68
- 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社米の里  
代表取締役 伊藤 亮一  
鶴岡市小中島字赤沼22
- 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産もみ、国内産玄米
- 登録の区分  
品位等検査
- 農産物検査を行う区域  
山形県
- 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 住 所                | 農産物検査を行う<br>農 産 物 の 種 類 | 備 考        |
|---------|--------------------|-------------------------|------------|
| 荒 田 加代子 | 東田川郡三川町大字横山字横山216  | もみ、玄米                   | 国内産農産物に限る。 |
| 木 野 喜 雄 | 東田川郡三川町大字横山字西田33-1 | 玄米                      |            |
| 荒 田 祐 子 | 東田川郡三川町大字横山字横山216  | 玄米                      |            |

**山形県告示第360号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、洪水浸水想定区域を次のとおり指定した。

平成29年 4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 置賜総合支庁建設部河川砂防課関係

|                         |                                                                                |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水浸水想定区域の指定に係る<br>河川の名称 | 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深 |
| 最上川水系羽黒川                | 次の図のとおり                                                                        |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

2 置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課関係

|                     |                                                                                |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深 |
| 最上川水系置賜白川           | 次の図のとおり                                                                        |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

3 庄内総合支庁建設部河川砂防課関係

|                     |                                                                                |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深 |
| 赤川水系大山川             | 次の図のとおり                                                                        |
| 赤川水系湯尻川             | 〃                                                                              |
| 新井田川水系新井田川          | 〃                                                                              |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第361号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成29年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表係留施設Cの項中

|        |      |
|--------|------|
| 170.05 | -7.5 |
|--------|------|

を

|        |       |
|--------|-------|
| 170.05 | -10.0 |
|--------|-------|

に改め、同表臨港交通施設

Dの項中

|           |
|-----------|
| 6.5×670.8 |
|-----------|

を

|           |
|-----------|
| 6.5×680.8 |
|-----------|

に改め、同表港湾施設用地Oの項中

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |     |         |  |          |     |        |  |        |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|---------|--|----------|-----|--------|--|--------|
| 「        | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">港湾施設用地</td> <td style="width: 100px;">- 5</td> <td style="width: 100px;">12, 170</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>                                                                                                                                                             | 港湾施設用地  | - 5 | 12, 170 |  | を        |     |        |  |        |
| 港湾施設用地   | - 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 12, 170 |     |         |  |          |     |        |  |        |
| 「        | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">港湾施設用地</td> <td style="width: 100px;">- 5</td> <td style="width: 100px;">12, 170</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 150px;">高砂港湾施設用地</td> <td style="width: 100px;">- 6</td> <td style="width: 100px;">5, 479</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> | 港湾施設用地  | - 5 | 12, 170 |  | 高砂港湾施設用地 | - 6 | 5, 479 |  | に改める。」 |
| 港湾施設用地   | - 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 12, 170 |     |         |  |          |     |        |  |        |
| 高砂港湾施設用地 | - 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 5, 479  |     |         |  |          |     |        |  |        |

2 加茂港(1)加茂地区の港湾施設の項の表中

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |        |             |       |             |        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|-------------|-------|-------------|--------|
| 「         | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">港湾施設用地O</td> <td style="width: 100px;">港湾施設用地</td> <td style="width: 100px;">加茂港港湾施設用地</td> <td style="width: 100px;">O-2</td> <td style="width: 100px;">4,730平方メートル</td> </tr> </table> | 港湾施設用地O   | 港湾施設用地 | 加茂港港湾施設用地   | O-2   | 4,730平方メートル | を      |
| 港湾施設用地O   | 港湾施設用地                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 加茂港港湾施設用地 | O-2    | 4,730平方メートル |       |             |        |
| 「         | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">港湾環境整備施設L</td> <td style="width: 100px;">緑地</td> <td style="width: 100px;">加茂緑地</td> <td style="width: 100px;">L-2-3</td> <td style="width: 100px;">4,831平方メートル</td> </tr> </table>      | 港湾環境整備施設L | 緑地     | 加茂緑地        | L-2-3 | 4,831平方メートル | に改める。」 |
| 港湾環境整備施設L | 緑地                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 加茂緑地      | L-2-3  | 4,831平方メートル |       |             |        |

山形県告示第362号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成29年5月1日から施行する。

平成29年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第38条ただし書中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第6号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成29年4月28日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

| 種 別    | 名 称                                          | 員 数           | 所 有 者  | 所 有 者 の 住 所       |
|--------|----------------------------------------------|---------------|--------|-------------------|
| 工芸の部   | 観音三尊懸仏                                       | 1面            | 不二軒    | 鶴岡市水沢乙149         |
| 歴史資料の部 | 東本願寺御再建につき献上木として御影堂一番御虹梁並びに御柱山出し運搬の図 附 古文書2通 | 屏風1双<br>古文書2通 | 工藤 益太郎 | 西村山郡河北町大字溝延410番地1 |

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第6号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月28日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

#### 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「職員」を「所属職員」に改め、同項ただし書を削る。

第12条第1項中「職員を」を「所属職員を」に改め、「昇給日前1年間における当該職員の勤務成績を判定のうえ、」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「第39条後段又は第40条第4項」を「第40条第7項」に、「職員」を「所属職員」に改める。

第13条の2第1項中「職員」を「所属職員」に、「職員を」を「所属職員を」に改め、同項ただし書を削る。別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号

年 月 日付昇格の勤務成績調書

| ⑥   |     |                  | 所 属           |  |  |         |  |  |         |             |     |
|-----|-----|------------------|---------------|--|--|---------|--|--|---------|-------------|-----|
| 職 名 | 氏 名 | 期 間              | 勤 務 成 績 の 評 価 |  |  |         |  |  | 懲 戒 処 分 | 作 成 者 の 意 見 | 備 考 |
|     |     |                  | 能 力 ・ 姿 勢 評 価 |  |  | 業 績 評 価 |  |  |         |             |     |
|     |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |               |  |  |         |  |  |         |             |     |
|     |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |               |  |  |         |  |  |         |             |     |
|     |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |               |  |  |         |  |  |         |             |     |
|     |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |               |  |  |         |  |  |         |             |     |
|     |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |               |  |  |         |  |  |         |             |     |
|     |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |               |  |  |         |  |  |         |             |     |

職 氏 名 ⑥

(注) 昇格の勤務成績調書記入要領

- 1 「期間」欄には、昇格させようとする日以前における給与規程第2条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第25条第2項第2号イに規定する能力に関する評価（以下「能力・姿勢評価」という。）及び同号に規定する業績に関する評価（以下「業績評価」という。）のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価及び当該能力・姿勢評価の期間に対応する4回の業績評価の期間を「28. 10. 1 から 30. 9. 30まで」のように記入すること。
- 2 「勤務成績の評価」欄には、1の期間中の勤務成績を次のとおり記入すること。
  - (1) 「能力・姿勢評価」欄には、昇格させようとする日以前における能力・姿勢評価の総合評価のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。
  - (2) 「業績評価」欄には、昇格させようとする日以前における業績評価の総合評価のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価の期間に対応する4回の業績評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。
- 3 「懲戒処分」欄には、昇格させようとする日以前1年以内に懲戒処分を受けた職員について、その時期及び処分の種類を「28. 10. 1～29. 3. 31 停職」のように記入すること。
- 4 「作成者の意見」欄には、当該職員の勤務成績を総合的に勘案するほか、部内職員との均衡等を十分考慮して昇格させることが適当かどうかについての意見を記入すること。
- 5 「備考」欄には、その他参考となるべき事項を簡潔に記入すること。
- 6 職氏名⑥は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

別記様式第17号を次のように改める。  
様式第17号

年 月 日付昇給の勤務成績調書

| ⑩  |    |       |                        |    |   |    |             |      |          |         | 所 属 |   |   |   |  |  |  |
|----|----|-------|------------------------|----|---|----|-------------|------|----------|---------|-----|---|---|---|--|--|--|
| 職名 | 氏名 | 期間    | 勤務しなかった期間              |    |   | 備考 | 勤務成績の評価     |      | 上位<br>適用 | 昇 給 区 分 |     |   |   |   |  |  |  |
|    |    |       | 休職、病気特別休暇、<br>結核要療養休暇等 | 欠勤 | 計 |    | 能力・<br>姿勢評価 | 業績評価 |          | A       | B   | C | D | E |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |     |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |     |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |     |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |     |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |     |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |     |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |     |   |   |   |  |  |  |

職 氏名 ⑩

(注) 昇給の勤務成績調書記入要領

- 1 「期間」欄には、評価終了日（給与規程第2条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第38条に規定する評価終了日をいう。以下同じ。）以前1年間の期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間）を「28.10.1から29.9.30まで」のように記入すること。
- 2 「勤務しなかった期間」欄
  - (1) 「休職、病気特別休暇、結核要療養休暇等」欄には、1の期間内における次の日数の合計日数を記入すること。なお、休職、負傷又は疾病による特別休暇、結核要療養休暇、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の期間中に勤務を要しない日又は休日が含まれていてもそれを除かない全日数を記入すること。
    - イ 休職の日数（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に起因するものを除く。以下ロからニまでにおいて同じ。）
    - ロ 負傷又は疾病による特別休暇の日数
    - ハ 結核要療養休暇の日数
    - ニ 負傷若しくは疾病により休職を命ぜられた者又は結核要療養休暇若しくは特別休暇を与えられた者が復帰後又は休暇後において、なお健康上普通勤務を困難とする場合に時間を単位として与えられる特別休暇の日数（7時間45分をもって1日とし、端数は切り捨てる。以下(2)に規定する日数について同じ。）
    - ホ 自己啓発等休業の日数
    - ヘ 配偶者同行休業の日数
  - (2) 「欠勤」欄には、1の期間における給与規程第2条第1項の規定によりその例によるものとされる給与条令第14条第1項の規定に該当する日数を記入すること。
  - (3) 「計」欄には、(1)及び(2)の日数の総計を記入すること。
- 3 「備考」欄には、1の期間中又は評価終了日の翌日から昇給日の前日までの期間に、停職、減給又は戒告処分を受けた場合にその旨を記入するほか、その他参考となる事項を記入すること。

- 4 「勤務成績の評価」欄には、1の期間における能力・姿勢評価及び業績評価の総合評価を記入すること。なお、「業績評価」欄には、業績評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。
- 5 「上位適用」欄には、4の勤務成績の評価により決定される昇給区分より上位の昇給区分を適用する場合に「○」を記入すること。
- 6 「昇給区分」欄には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める欄に「○」を記入すること。
  - (1) 給与規程第2条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第1号の規定に該当する職員 「A」欄
  - (2) 給与規程第2条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第2号の規定に該当する職員 「B」欄
  - (3) 給与規程第2条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第3号の規定に該当する職員 「C」欄
  - (4) 給与規程第2条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第4号の規定に該当する職員 「D」欄
  - (5) 給与規程第2条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第5号の規定に該当する職員 「E」欄
- 7 職氏名<sup>④</sup>は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。  
別記様式第19号の2に注書として次のように加える。  
(注) 勤勉手当の成績率区分を特に良好に該当させようとする場合は、対象となる職員の職氏名を記入の上、内申すること。

別記様式第20号中

|           |                |              |              |  |       |  |
|-----------|----------------|--------------|--------------|--|-------|--|
|           | 調 整            | 発 令 級<br>号 給 |              |  |       |  |
| ※次期昇給日の予定 | 調整期間           |              | 合 算<br>期 間   |  | 調 整 数 |  |
|           | 勤務期間           |              |              |  |       |  |
|           | 調 整 数<br>の 合 計 |              | 発 令 級<br>号 給 |  |       |  |

を

|  |     |              |  |  |  |  |
|--|-----|--------------|--|--|--|--|
|  | 調 整 | 発 令 級<br>号 給 |  |  |  |  |
|--|-----|--------------|--|--|--|--|

に改め、同様式

の注書第3項中「一の昇給日から次の昇給日の前日まで」を「評価終了日以前1年間」に改め、同注書第4項中「給与規則第39条に規定する昇給、給与規程第2条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第42条若しくは第43条」を「県給与条例第6条第1項」に改める。

別記様式第21号を次のように改める。

様式第21号

企業総企 号  
年 月 日

殿

総務企画課長 印

復職時等における号給調整通知書

さきに内申のあった号給の調整について、下記のとおり決定されたので通知します。  
なお、該当職員には貴職より通知してください。

記

| 所 属 職 名 | 氏 名 | 決定級号給 |
|---------|-----|-------|
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日までの間における昇格に係る改正後の別記様式第14号の注書第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同注書第 1 項中「直近の連続した 2 回」とあるのは「直近」と、「4 回」とあるのは「2 回」と、同注書第 2 項第 1 号中「直近の連続した 2 回」とあるのは「直近」と、「直近のものから順に右欄から」とあるのは「右欄に」と、同項第 2 号中「直近の連続した 2 回」とあるのは「直近」と、「4 回」とあるのは「2 回」とする。

**病院事業局関係**

**規 程**

山形県病院事業管理規程第 9 号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 4 月 28 日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「職員」を「所属職員」に改め、同項ただし書を削る。

第12条第1項中「職員を」を「所属職員を」に改め、「、昇給日前1年間における当該職員の勤務成績を判定のうえ」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「第39条後段又は第40条第4項」を「第40条第7項」に、「職員」を「所属職員」に改める。

第13条の2第1項中「、職員」を「、所属職員」に、「(以下この項において「特定幹部職員」という。)である職員」を「である所属職員」に、「職員を」を「所属職員を」に改め、同項ただし書を削る。

第22条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別記様式第14号を次のように改める。

様式第14号

年 月 日付昇格の勤務成績調書

|            |     |                  |     |  |         |  |      |  |          |            |     |
|------------|-----|------------------|-----|--|---------|--|------|--|----------|------------|-----|
| ⑥<br>職 氏 名 |     |                  | 所 属 |  | 勤務成績の評価 |  |      |  | 懲戒<br>処分 | 作成者<br>の意見 | 備 考 |
|            |     |                  |     |  | 能力・姿勢評価 |  | 業績評価 |  |          |            |     |
| 職 名        | 氏 名 | 期 間              |     |  |         |  |      |  |          |            |     |
|            |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |     |  |         |  |      |  |          |            |     |
|            |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |     |  |         |  |      |  |          |            |     |
|            |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |     |  |         |  |      |  |          |            |     |
|            |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |     |  |         |  |      |  |          |            |     |
|            |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |     |  |         |  |      |  |          |            |     |
|            |     | ・ ・ から<br>・ ・ まで |     |  |         |  |      |  |          |            |     |

職 氏 名 ⑥

(注) 昇格の勤務成績調書記入要領

- 1 「期間」欄には、昇格させようとする日以前における給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第25条第2項第2号イに規定する能力に関する評価（以下「能力・姿勢評価」という。）及び同号に規定する業績に関する評価（以下「業績評価」という。）のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価及び当該能力・姿勢評価の期間に対応する4回の業績評価の期間を「28. 10. 1から30. 9. 30まで」のように記入すること。
- 2 「勤務成績の評価」欄には、1の期間中の勤務成績を次のとおり記入すること。
  - (1) 「能力・姿勢評価」欄には、昇格させようとする日以前における能力・姿勢評価の総合評価のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。

(2) 「業績評価」欄には、昇格させようとする日以前における業績評価の総合評価のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価の期間に対応する4回の業績評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。

3 「懲戒処分」欄には、昇格させようとする日以前1年以内に懲戒処分を受けた職員について、その時期及び処分の種類を「28.10.1～29.3.31 停職」のように記入すること。

4 「作成者の意見」欄には、当該職員の勤務成績を総合的に勘案するほか、部内職員との均衡等を十分考慮して昇格させることが適当かどうかについての意見を記入すること。

5 「備考」欄には、その他参考となるべき事項を簡潔に記入すること。

6 職氏名<sup>㊟</sup>は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

別記様式第15号中「通知します。なお、該当職員に対して」を「、該当職員に対しては」に改める。

別記様式第18号を次のように改める。

様式第18号

年 月 日付昇給の勤務成績調書

| ⑧  |    |       | 所 属                    |    |   |    |             |      |          |         |   |   |   |   |  |  |  |
|----|----|-------|------------------------|----|---|----|-------------|------|----------|---------|---|---|---|---|--|--|--|
| 職名 | 氏名 | 期間    | 勤務しなかった期間              |    |   | 備考 | 勤務成績の評価     |      | 上位<br>適用 | 昇 給 区 分 |   |   |   |   |  |  |  |
|    |    |       | 休職、病気特別休暇、<br>結核要療養休暇等 | 欠勤 | 計 |    | 能力・<br>姿勢評価 | 業績評価 |          | A       | B | C | D | E |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |   |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |   |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |   |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |   |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |   |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |   |   |   |   |  |  |  |
|    |    | から まで | から まで                  | 日  | 日 | 日  |             |      |          |         |   |   |   |   |  |  |  |

職 氏 名 <sup>㊟</sup>

(注) 昇給の勤務成績調書記入要領

1 「期間」欄には、評価終了日（給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第38条に規定する評価終了日をいう。以下同じ。）以前1年間の期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間）を「28.10.1から29.9.30まで」のように記入すること。

2 「勤務しなかった期間」欄

(1) 「休職、病気特別休暇、結核要療養休暇等」欄には、1の期間内における次の日数の合計日数を記入すること。なお、休職、負傷又は疾病による特別休暇、結核要療養休暇、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の期間中に勤務を要しない日又は休日が含まれていてもそれを除かない全日数を記入すること。

イ 休職の日数（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に起因するものを除く。以下ロからニまでにおいて同じ。）

ロ 負傷又は疾病による特別休暇の日数

ハ 結核要療養休暇の日数

ニ 負傷若しくは疾病により休職を命ぜられた者又は結核要療養休暇若しくは特別休暇を与えられた者が復帰後又は休暇後において、なお健康上普通勤務を困難とする場合に時間を単位として与えられる特別休暇の日数（7時間45分をもって1日とし、端数は切り捨てる。以下（2）に規定する日数について同じ。）

ホ 自己啓発等休業の日数

ヘ 配偶者同行休業の日数

(2) 「欠勤」欄には、1の期間における給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等の給与に関する条例第14条第1項の規定に該当する日数を記入すること。

(3) 「計」欄には、(1)及び(2)の日数の総計を記入すること。

3 「備考」欄には、1の期間中又は評価終了日の翌日から昇給日の前日までの期間に、停職、減給又は戒告処分を受けた場合にその旨を記入するほか、その他参考となる事項を記入すること。

4 「勤務成績の評価」欄には、1の期間における能力・姿勢評価及び業績評価の総合評価を記入すること。なお、「業績評価」欄には、業績評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。

5 「上位適用」欄には、4の勤務成績の評価により決定される昇給区分より上位の昇給区分を適用する場合に「○」を記入すること。

6 「昇給区分」欄には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める欄に「○」を記入すること。

(1) 給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第1号に該当する職員 「A」欄

(2) 給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第2号に該当する職員 「B」欄

(3) 給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第3号に該当する職員 「C」欄

(4) 給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第4号に該当する職員 「D」欄

(5) 給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第5号に該当する職員 「E」欄

7 職氏名<sup>㊤</sup>は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

別記様式第19号中「通知します。なお、当該職員に対して」を「、該当職員に対しては」に改める。

別記様式第20号の1に注書として次のように加える。

(注) 勤勉手当の成績率区分を特に良好に該当させようとする場合は、対象となる職員の職氏名を記入の上、内申すること。

別記様式第24号中

|           |        |              |              |  |       |   |
|-----------|--------|--------------|--------------|--|-------|---|
|           | 調 整    | 発 令 級<br>号 給 |              |  |       |   |
| ※次期昇給日の予定 | 調整期間   |              | 合 算<br>期 間   |  | 調 整 数 | を |
|           | 勤務期間   |              |              |  |       |   |
|           | 調整数の合計 |              | 発 令 級<br>号 給 |  |       |   |

|  |     |              |  |  |  |  |
|--|-----|--------------|--|--|--|--|
|  | 調 整 | 発 令 級<br>号 給 |  |  |  |  |
|--|-----|--------------|--|--|--|--|

に改め、同様式

の注書第3項中「一の昇給日から次の昇給日の前日まで」を「評価終了日以前1年間」に改め、「(昭和32年8月県条例第30号)」を削り、同注書第4項中「給与規則第39条に規定する昇給、給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第42条若しくは第43条」を「山形県職員等の給与に関する条例第6条第1項」に改める。

別記様式第25号及び別記様式第26号を次のように改める。

様式第25号

県病 号 外  
年 月 日

殿

県立病院課長 印

復職時等における号給調整通知書

さきに内申のあった号給の調整について、下記のとおり決定されたので通知します。  
なお、該当職員には貴職より通知してください。

記

| 所 属 職 名 | 氏 名 | 決定級号給 |
|---------|-----|-------|
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |
|         |     |       |

様式第26号 削除

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日までの間における昇格に係る改正後の別記様式第14号の注書第1項及び第2項の規定の適用については、同注書第1項中「直近の連続した2回」とあるのは「直近」と、「4回」とあるのは「2回」と、同注書第2項第1号中「直近の連続した2回」とあるのは「直近」と、「直近のものから順に右欄から」とあるのは「右欄に」と、同項第2号中「直近の連続した2回」とあるのは「直近」と、「4回」とあるのは「2回」とする。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成29年6月8日（木）午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年6月30日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成29年7月1日から平成32年6月30日までの期間に相当する料金の総価のうち平成29年7月分から平成30年3月分までの9箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち平成29年7月分から平成30年3月分までの9箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号023(630)2152

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規

則第9号。以下「規則」という。) 第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成29年5月26日(金)午後3時までに山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書(以下「応札役務仕様書」という。)及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network VLAN transmission line L2 access communication services for single public office, 1 set.

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 8, 2017

(3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2152

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において平成29年8月28日まで縦覧に供する。

平成29年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サウスモール ミーナ  
鶴岡市千石町3番地8外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称            | 住 所        | 代表者の氏名 |
|----------------|------------|--------|
| 株式会社庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号 | 早 坂 剛  |

|             |              |           |
|-------------|--------------|-----------|
| 株式会社主婦の店鶴岡店 | 鶴岡市本町一丁目6番2号 | 大 川 奈 津 子 |
|-------------|--------------|-----------|

(変更後)

| 名 称            | 住 所          | 代表者の氏名    |
|----------------|--------------|-----------|
| 株式会社庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号   | 國 井 英 夫   |
| 株式会社主婦の店鶴岡店    | 鶴岡市本町一丁目6番2号 | 大 川 奈 津 子 |

## 3 変更年月日

平成28年6月28日

## 4 届出年月日

平成29年4月6日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年8月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、高速液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成29年6月7日（水） 午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 高速液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年8月31日（木）
- (4) 納入場所 山形市十日町一丁目6番6号 山形県衛生研究所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を

除く。)

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成29年5月25日（木）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月22日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: LC/MS/MS (Liquid Chromatography-tandem Mass Spectrometer): 1

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. June 7, 2017

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2724